

## 東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

### 第1 種類および面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 2.74 ha

### 第2 削除のみを行う位置および区域

名 称		位 置	削 除 面 積	備 考
番号	地区名			
1	上鷺宮	中野区上鷺宮五丁目地内	約 2,250 m <sup>2</sup>	地区の全部
計	1 件		約 2,250 m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

生産緑地法第 14 条の規定による行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止する。